

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

クレハ合繊従業員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

内容：

目標1. 男性の子育て目的の休暇の取得促進

令和2年4月～	令和元年6月21日に導入した、男性社員向け育児休暇（出生後6週間の子を養育する従業員に、（年次有給休暇、慶弔休暇とは別に、育児休暇を5日付与する）を周知を行う。
令和2年10月～	子の出生にあたり男性従業員および所属長に対し、男性社員向け育児休暇取得の勧奨を行う。
令和2年4月～	男性従業員に向け、育児休業についての周知を行う。
令和2年10月～	子の出生にあたり男性従業員および所属長に対し、育児休業取得の勧奨を行う。 育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除等の制度の説明を行う。

目標2. 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施

令和2年4月～	社内規則の育児休業制度の周知を行う。
令和2年4月～	相談窓口（女性従業員対応）の周知を行う。
令和2年4月～	子の出生にあたり対象従業員および所属長に対し、育児休業取得の勧奨を行う。 育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除等の制度の説明を行う。
令和2年10月～	従業員の住まいのある、各行政の諸施策について調査を行う。
令和2年10月～	関連した各法令の理解を深め、従業員への周知を行う。
令和3年1月～	制度等に関するポスターを作成し、社内ポータルへの掲載を行う。

